

【関連する特別休暇】(別表 7 抜粋)

	事 由	期 間
5	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚にともない必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の 5 日前の日から当該結婚の日後 1 月を経過するまでの期間内における連続する 5 日（連続する 5 暦日）の範囲内の期間
6	<b>8 週間</b> (多胎妊娠の場合にあっては、14 週間) <b>以内に出産する予定</b> である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
7	<b>女性職員が出産</b> (妊娠満 12 週以後の分娩をいう。以下 9 において同じ。)した場合	<b>出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間</b> (産後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
8	生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる <b>授乳、託児所への送迎等</b> を行う場合	<b>1 日 2 回それぞれ 30 分</b> (男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日に 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
9	職員が妻(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産に伴い、当該妻の <b>入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出</b> のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの <b>2 日の範囲内</b> の期間(休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。以下の 10 及び 11 において同じ。)
10	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間前)の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)と同居してこれらを監護する職員が、これらの子の <b>養育のため勤務しない</b> ことが相当であると認められるとき	当該期間内における <b>5 日の範囲内</b> の期間
11	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の <b>看護</b> (負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において <b>5 日の範囲内</b> の期間

## 第 1. 休暇等

### 1. 休暇の種類等

職員の有給休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇があり、あらかじめ「休暇簿」に記入して申し出て承認を得ることが原則です。

あらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができます。

### 2. 休暇の単位

年次有給休暇の単位は、1日又は半日です。ただし、法定付与日数を超える日数は、1時間を単位とすることができます。

また、病気休暇及び特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分単位とすることができます。

### 3. 年次有給休暇

年次有給休暇は職員の心身の疲労の回復をさせ、労働力の維持培養を目的として、年間に一定数を有給で労働義務から解放させるという性格を有しており、また、どのような目的に利用することも職員の自由である休暇です。

4月から3月の1年間で20日間付与されます。年の中途で新規採用となった職員の年次有給休暇の日数はその者の当該年における在職期間に応じ次のとおりです。

なお、20日を限度とする残日数及び時間数が次の年度に繰り越されます。

#### 【年の中途で新規採用となった職員の年次有給休暇の日数】

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え 2月に達するまでの期間	3日
2月を超え 3月に達するまでの期間	5日
3月を超え 4月に達するまでの期間	7日
4月を超え 5月に達するまでの期間	8日
5月を超え 6月に達するまでの期間	10日
6月を超え 7月に達するまでの期間	12日
7月を超え 8月に達するまでの期間	13日
8月を超え 9月に達するまでの期間	15日
9月を超え 10月に達するまでの期間	17日
10月を超え 11月に達するまでの期間	18日
11月を超え 1年未満の期間	20日

### 4. 病気休暇

病気休暇は、負傷又は疾病のため療養する必要がある場合又は生理日における勤務が著しく困難であるとして女性職員から請求があった場合の必要最小限度の期間の休暇です。

なお、病気休暇が1週間を超える場合には、療養予定期間の記載された医師の診断書等を添えて請求することとなります。病気休暇の期間の更新を請求するときも同様です。

また、病気休暇を承認されていた職員がその期間中又は期間満了に伴い出勤しようとするときは、その日から就業可能である旨を記載した医師の診断書等を提出していただくこともあります。

### 6. 特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関等の事故その他の独別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合における休暇です。

なお、この場合において、大学が事由を確認する必要があると認めるときは、休暇の事由を明らかにする証明書等を提出することとなります。

また、該当することとなった場合は、その旨を速やかに届け出るものとする。